

川崎市公告第918号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年5月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトエス・ディー 川崎百合ヶ丘駅前店
川崎市麻生区百合丘一丁目1-1、1-2、1-4、1-29
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クリエイトエス・ディー
代表取締役 瀧屋 幸彦
横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 川崎百合ヶ丘 新築計画

(変更後) クリエイトエス・ディー 川崎百合ヶ丘駅前店

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者	住所
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 瀧屋 幸彦	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2
未定	-	-

(変更後)

名称	代表者	住所
株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 瀧屋 幸彦	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2
百合ヶ丘産業株式会社	代表取締役 渡邊 雄介	横浜市青葉区荏田西一丁目9番地10

- 変更の年月日
令和7年3月28日

5 変更する理由

店舗名称及び住居表示が確定したため

6 届出の年月日

令和 7 年 5 月 1 5 日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎 9 階）

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和 7 年 5 月 2 1 日から令和 7 年 9 月 2 1 日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 0 意見書の提出期限及び提出先

令和 7 年 9 月 2 1 日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当